

特 集

債権の売買を偽装するヤミ金融



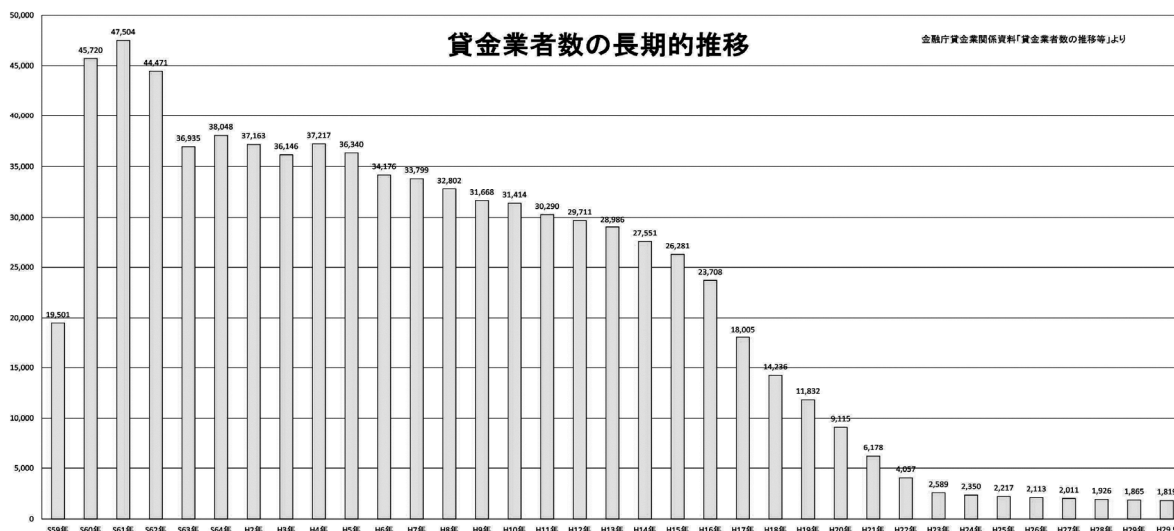
全国事業者金融協会 副会長
(株)フレイリッシュ 代表取締役
高木 秀男氏

近年は、貸金業者の減少に伴い、非正規貸金業者（ヤミ金融）がその数を増やし、警察による摘発を逃れるため、巧みにその姿を偽装しています。筆者が生業とする事業者向け金融の分野で特に急増したのが、貸金業法や利息制限法の規制が及ばない「ファクタリング（債権の売買）」を偽装したヤミ金融（以下「似非ファクタリング」という）です。金銭の貸し付けに関しては利息制限法でその上限が厳しく制限（元本100万円以上は年率15%）されています。しかし、債権の売買については貸金業者の利息に相当する手数料の上限を規制する法律がなく、かつ、業者の登録制度もないため、法令順守態勢に問題のある企業も参加することが可能です。これら似非ファクタリングの実質金利は年率100～360%で、その被害者は全国に拡大し、いずれ社会問題化することは必至と思われます。本稿では似非

ファクタリングの手口や仕組みを分析し、その被害を減らすべく解説します。

1. 似非ファクタリング増加の背景

貸金業者の登録制度が発足して2年が経過した昭和61年当時、貸金業者の登録件数は最多の4万7,504件を記録しました。しかし、その後は減少の一途をたどり、平成29年9月末日の登録件数は最盛期の3.8%にまで減少し、1,819件です。また、現存する貸金業者は都市部に集中しているため、地方では、貸金業者不在の空白地帯が大半を占めるようになりました。



貸金業者が減少した要因は、次のとおり。①法定の上限金利が段階的に引き下げられ採算の維持が厳しくなった。②過払い金返還請求により多額の損失が生じた。③リーマン・ショックの信用収縮により資金調達が困難となった時期が生じた。など、主たる要因は以上の3点です。多重

債務者を減らすべく改正され、平成 22 年に完全施行された貸金業法ですが、多重債務者だけでなく貸金業者までも減らすという皮肉な結果になり、その法律は貸金業禁止法とからかわれています。

2.高金利被害の潜在化

東京都を管轄する警視庁が公表する無登録高金利事犯(ヤミ金融被害)の検挙状況の推移では、平成 22 年の検挙事件数 307 件に対して平成 27 年には 140 件と半減し、また、被害人員は 7 万人から 2 万人に減少していますが、被害金額だけは 114 億円から 161 億円に増加しています。

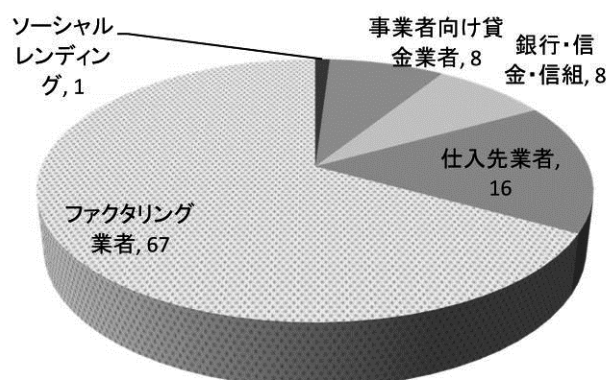
	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
検挙事件数	307	254	190	168	151	140
検 挙 人 員	646	539	315	337	258	267
被 害 人 員	76,041	50,268	31,398	30,936	16,654	20,588
被 害 額	114 億円	117 億円	110 億円	150 億円	98 億円	161 億円

これは、被害者一人あたりの被害額が 14 万円から 78 万円に増加していることを意味します。つまり、ヤミ金融の被害者が、比較的借入額の少ない消費者から、借入額の大きな事業者に移行しているのではないかと推測出来ます。したがって、消費者のヤミ金融被害は減り、事業者のヤミ金融被害は増えていると考えるのが自然です。昭和のヤミ金融は、多重債務者やブラックリスト登録者でも「担保や保証人不要で融資します」と宣伝し、ある意味でヤミ金融であることを公言していました。そして、警察の捜査の手が及ぶと店舗を閉鎖し、別の場所で異なる屋号を用いて営業を継続しました。その融資対象は消費者と事業者です。一方、平成のヤミ金融は似非ファクタリングに転換、この方法ならば警察に検挙される可能性が低く、事務所を転々とする必要もない、まさに安住の地です。しかし、売掛金の売買を偽装する必要から消費者向け貸し付けから撤退し、事業者向け貸し付けに専念することになりました。以上の経緯から、ヤミ金被害者が、消費者から事業者へ移行しているのではないかと考えます。

似非ファクタリングの被害を把握することは出来ませんが、それらを推測する唯一の客観的材料は「債権譲渡登記」です。この登記は、債権を担保とする貸し付けまたは、商取引の債権保全を目的として、他の債権者に対する対抗要件を具備するために登記されています。債権の売買に伴って登記されることは少ないのですが、債権の売買を偽装した似非ファクタリングにおいては頻繁に登記されています。このため、これら登記の「債権の譲受人」に着目すると、似非ファクタリングの実態を推測することが可能です。

筆者は平成 28 年 11 月から平成 29 年 10 月までの 1 年間に申請された債権譲渡登記のうち、検証可能な 419 件(実際の登記の 2 割程度)の債権譲渡登記の「債権の譲受人」を調べました。その結果、「ソーシャルレンディング業者」が 1%、「事業者向け貸金業者」が 8%、「銀行・信金・信組」が 8%、「仕入先業者」が 16%、残りの 67%にあたる 279 件が「ファクタリング業者」でした。その内 264 件は貸金業登録の

ないファクタリング業者ですが、それが無いから似非ファクタリングであるとは限りません。仮に、貸金業登録のない業者の 7 割が似非ファクタリングであると仮定した場合、その件数は 184 件、筆者が検証した債権譲渡登記が全体の 2 割程度ですから、似非ファクタリングの推定債権譲



渡申請件数は年間920件となります。また、債権譲渡登記を伴う貸し付けは、4件につき1件の頻度であることから、似非ファクタリングによる年間の推定貸付件数は3,680件に達します。更に、1件あたりの平均貸付額を300万円と仮定した場合、年間の貸付額は110億円。平均金利を年200%と仮定した場合、その高金利事犯の被害金額は18億円、名寄せした年間の被害者数はおよそ1,000件弱で1件あたりの年間被害額は180万円と推定されます。

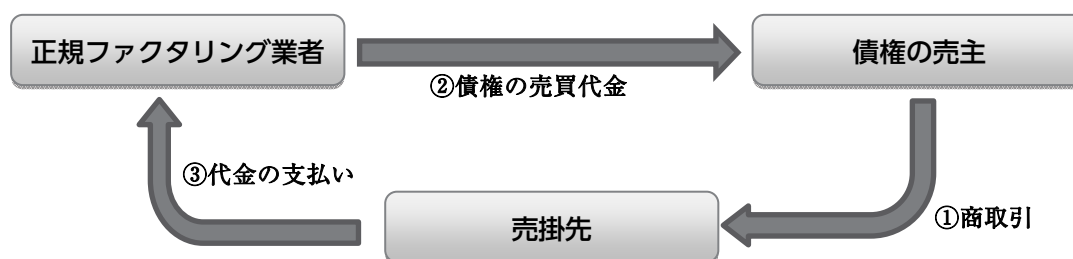
これだけ多くの高金利被害が社会問題化しない原因としては、資金需要者が被害を訴えにくい環境に変化したことが考えられます。数年前筆者は、金融に精通したマスコミの記者から次の報告を受けました。とあるヤミ金融業者が廃業を決意し、その意向を貸し付けの相手方である資金需要者に知らせたところ。「廃業したら、お前を訴えるぞ」と逆に脅されたそうです。その資金需要者は近隣に貸金業者の営業店舗がないなど、たとえ金利が高くとも、他の資金調達方法がないことが原因としてヤミ金融を訴えられない事情があったようです。結果として、そのヤミ金融業者は廃業をあきらめ、資金需要者もヤミ金融を訴えることはなかったそうです。

更に、警察が似非ファクタリングの実態をヤミ金融であることを知らない、もしくは検挙するだけの証拠や根拠に欠けている可能性も否定出来ません。そのためか、平成29年まで似非ファクタリングが検挙されたという報道は1件もありませんでした。しかし、大阪府警だけは例外でした。平成29年大阪府警は、1月から6月にかけて東京都内や大阪府内で営業する4件の似非ファクタリング業者を摘発し、実質的経営者や社員などを貸金業法や出資法違反の容疑で逮捕しました。この検挙は国内初で、被害者の所在が大阪府内であることから大阪府警が検挙にあたりました。しかし警視庁は、国内で最も多くの似非ファクタリングが営業している東京都内において似非ファクタリングを摘発したがことありません。

3.ファクタリングとは

正規ファクタリング業者による債権の売買（ファクタリング）は、債権の売り主と買い主および売買の対象となる売掛債権の債務者（以下単に「売掛先」という）の三者間の合意で成立します。このため「三者間ファクタリング」とも呼ばれ、売買の対象となった売掛先に対する売掛金は、買い主であるファクタリング業者が回収し、かつ、その債権が回収不能となった場合の貸し倒れリスクを負担し、債権の売り主に対する償還請求権はありません。

【三者間ファクタリング取引の構成】

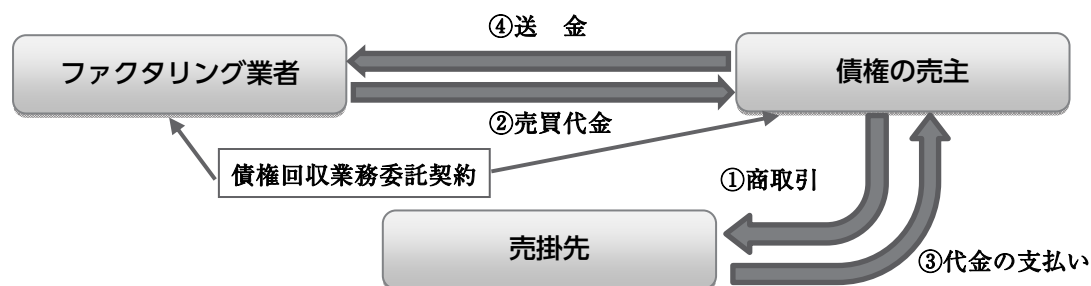


つまり、売掛先が支払い不能に陥っても、買い戻し請求権を行使しない「ノンリコース」の売買契約なのです。このため、資金調達という目的だけではなく、貸し倒れを防ぐための保険として利用する企業もあります。この分野のファクタリングは、銀行による取引先企業の抱え込みを目的とし、また、手形に代わる支払い方法として広く普及しています。

一方、二者間ファクタリングとは、債権の売り主と買い主の二者間の合意で成立する債権の売買で、原則として売掛先の同意を必要としないため、契約締結までのプロセスが単純で、中小フ

ファクタリング業者において広く普及しています。また、三者間と比較し債権回収が不能となるリスクが高まるため、手数料は高額になる傾向があり、似非ファクタリングが正規業者を偽装する際にも用いられる手法です。

【二者間ファクタリング取引の構成】



三者間ファクタリングで売掛債権を売買した場合、債権の売り主が売掛先に債権が譲渡されたことを通知し、買い主がその債権を回収します。しかし、二者間ファクタリングでは、債権の買い主が売り主にその回収を委ねます。このため、売り主と買い主との間で「債権回収業務委託契約」なるものを締結します。

債権回収業務委託契約とは、債権の買い主が売り主に対して売買対象債権に係る請求、回収などを無償で委託するという契約であり、売り主は当該債権を回収後に債権の買い主に支払わなければならない、という約定です。

ならば、似非ファクタリングの債務者が売買の対象となった売掛金を回収したにも関わらず似非ファクタリングに対する支払い業務を怠った場合どうなるのでしょうか？ 従前の似非ファクタリングならば「違約金」としてひと月あたり借入金額の2～3割の金額を支払わせることにより弁済の期限を延長することが可能でした。しかし、これら行為が金銭の貸借にあたるとして、貸金業法違反などの容疑で検挙される事例が発生したため、多くの似非ファクタリングはこれを廃止し、売掛先より直接の債権回収を試みます。以下がその事例です。

群馬県内で製造業を営むA社は、都内の似非ファクタリングBから210万円を借り入れました。その際の担保は1カ月後に集金する予定の3件の売掛金計300万円。契約書の内容は300万円の売掛金を210万円で売却するというファクタリング契約で、更に債権回収業務委託契約という書面にサインさせられ「1カ月後に300万円を支払わなかったら売掛金を押さえるぞ」と釘を刺されました。A社はBの手数料があまりにも高利だったので借り入れを戸惑いましたが、仕入れ先に支払う材料代や従業員の給与が不足し、銀行や貸金業者には借り入れを断られていたため、1回だけならやむなしと借り入れました。その一月後A社は、300万円を手渡しで返済しましたが、また運転資金が不足し、再度Bから借り入れしてしまいました。そんな取引を何回か繰り返すうちに借入金額は徐々に増し、A社は売掛先4件に対する550万円の売掛金を売却するという名目で380万円を借り入れました。Bに対する550万円の返済日、A社は予定通り550万円を回収したものの他の支払いや弁済などでその多くを支出してしまい、Bに対する弁済原資は200万円に減っていました。A社は、Bの担当者へ200万円を手渡し、不足する残金の弁済猶予を願い出ましたが、Bは、それを受領しながらもA社の売掛先4社に対し、売買対象の売掛金をBに譲渡するという内容の債権譲渡通知を送りました。しかしその債権は、既に支払い済みでありBが回収出来る残余がなかったため、前記各売掛先に対し、その後新たに発生したA社の売掛債権

550万円を仮差し押さえしました。A社は既に200万円は支払い済みで、残金は350万円でないかと抗議しましたが「裁判で主張してください」と一蹴。やむなくA社は弁護士に相談しましたが、Bの悪事を証明する証拠（契約書の写し、領収書）が一切なく裁判は難航。更にはA社が借りた金額を上回る領収書をBに手渡していた事実が発覚、（例えば300万円を借り入れした際に400万円の領収書にサインさせられるなど）このためBの高金利を証明するものが一切なく、Bの行為を正当化する証拠しかありませんでした。その裁判が長引いた場合、差し押さえ通知が送達された売掛先とA社との信頼関係が崩れ新規受注が見込めないうえ、棚上げされた売掛金による資金圧迫は想像以上のインパクトで、事業の継続が困難となることが予想されました。A社はやむなくBの要求どおりの550万円を支払うことで和解し、更に弁護士費用として50万円の支出を強いられるという最悪の結果に終わりました。

上記事例では売買の対象となった売掛金は既に債務者が回収済みですから、本来似非ファクタリングが回収出来る売掛金は存在しません。しかし、債務者と売掛先で定期的な企業間取引を行っている場合、今後支払われる別の売掛金が発生しています。よって、差し押さえや債権譲渡の通知を受領した売掛先は、債権者不確知（誰に支払えば良いか分からない）を理由として、法務局に弁済供託を行うのが一般的です。売掛金を供託されてしまった債務者は、その後、当該売掛先との商取引を停止されると同時に資金繰りがひっ迫するため、その通知を撤回すべく、似非ファクタリングとの厳しい交渉が始まります。短期間に和解出来れば問題ありませんが、それが裁判へ移行すると似非ファクタリングは、債務者が債権回収業務委託契約に違反したことを根拠に損害賠償を請求し、また債務者は、似非ファクタリング業者の行為が貸金業法違反にあたるとして過払い金を請求。また、その行為が公序良俗に反する高金利であると主張し、争う事例が増えました。平成29年3月3日大阪地裁は、運送業を目的とする原告E社とファクタリングを目的とする被告J社との争いで、債権の売買代金としてJ社がE社に交付した金銭が実質的な貸付金であると判断し、E社がJ社に支払ったファクタリングの手数料を利息制限法の上限金利（15%）で引き直し計算した金額との差額として、「被告J社は原告E社に対し467万円余りの金員（過払い金）を支払え」と命じました。

当然ですがファクタリングに関する裁判所の判示は、ファクタリング業者と資金需要者の取引が、「債権の売買」であるか「金銭の貸し付け」なのかによってその判断が分かります。売買と判断されればファクタリング業者、貸し付けと判断されれば債務者の勝訴です。ちなみに貸し付けか売買であるかの判断の分かれ目は、売掛先が支払いを不履行した際、債務者が償還請求（弁済の義務を負う）を負うリコース契約であるか、償還請求を免れる（弁済の義務を負わない）ノンリコース契約であるかが重要です。このため、ほとんどのファクタリング契約（債権の売買契約）は、ノンリコースの約款を採用しております。しかし、似非ファクタリングは売買の対象とした債権が未回収かどうかにかかわらず、または債権が実在するかどうかにかかわらず、約定の支払期限に債務の弁済を強要し、それが不可能ならば、売掛先に対する債権譲渡通知を送付、もしくは、仮差し押さえを行います。つまり、約款上はノンリコース契約となっておりますが、それを資金需要者に説明せず、償還請求を行使しているのが似非ファクタリングの手口です。

4.総 括

資金の需要がある限りヤミ金融を減らすことは出来ません。貸金業法を改正し貸金業者がハイリスクの貸し付けを増やせる環境を作ること、そのことだけがヤミ金融を減らす唯一の手段なのです。